

富山市産業廃棄物処理施設審査会について

1 目的

廃棄物処理法の規定により最終処分場、焼却施設及びPCB施設の許可申請の審査には、専門的知識を有する者の意見を聴くことが義務づけられている。この為、富山市産業廃棄物適正処理指導要綱により、その意見を聴く場として産業廃棄物処理施設審査会の設置が規定されており、それぞれの専門家による技術的な指導・助言を受けて適正な許可事務を執行するものである。

2 内容

産業廃棄物処理施設審査会の審査事案

産業廃棄物焼却施設等の設置又は変更許可申請について、15名以内の委員により概ね3回の審査会を開催し、市長へ意見書を提出する。

・審査内容

- 第1回 事業者による事業計画等の説明及び現地調査
- 第2回 事業計画等の審議
- 第3回 意見書の作成

廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設設置手続きの流れ

